

除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式に関する質問・回答(案)

平成26年9月30日現在

番号	質問	回答内容	備考
1	見積書の提出にあたり、単価をすべて1円単位で記載した場合、その取扱いはどのようになりますか。	見積書の単価については、入札公告及び見積書備考欄に100円単位での記載を要件とする旨を記載しています。そのうえで、特別の定めがある場合を除き、100円未満の単位の金額が記載された見積書は無効となります。	
2	価格提案書に記載した単価の金額と、特定者となって提出する見積書の金額は異なった金額を記載してもいいですか。	価格提案書の金額と見積書の金額は、異なっても差し支えありません。ただし、価格提案書に記載された単価により特定者となっているため、その単価を超えた額を提示することはできません。なお、見積書の金額が、予定価格を超えているときは採用となりませんので、見積書の再提出(再提出は3回まで)となります。	
3	除雪共同体で参加表明する場合、入札参加資格を取得するために提出する書類はどのようなものですか。	入札参加資格申請書とともに、以下の関係書類を提出してください。 ①除雪共同体協定書(様式2) ②誓約書(様式3)【建設工事等入札参加資格を有しない者】 ③納税証明書の写し 参加要件資料については、試行要領第11を御確認ください。	
4	試行要領第4第1項で「提案は、法人又は除雪共同体のいずれかにより…」とありますが、除雪共同体の構成員となっている法人は別の参加可能な工区において単独で提案できますか。	試行要領第4第3項に該当する場合は提案は可能です。ただし、同一工区において、複数の除雪共同体の構成員になること又は除雪共同体の構成員となった上での単独の提案はできません。	
5	契約書に貼付する収入印紙の額はいくらですか。	除雪等業務委託契約書1通につき200円の印紙を貼付してください。	
6	契約保証金はどのように算定するのですか。	契約書別表1の1(1)及び(3)の単価に予定数量を乗じた額に別表1の1(2)機械管理費の単価を合計した額の10分の1以上(1円未満端数切り上げ)の額になります。	
7	除雪共同体協定書[分担業務型]第20条(解散後の瑕疵担保責任)について「各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。」とされていますが、これを「各構成員がその分担工事等に関し、当該構成員が責任を負うものとする。」に変更してもいいですか。	除雪共同体協定書[分担業務型]第20条の定めは、共同体構成員の相互協力による円滑、確実な除雪業務の履行を求めていることから、分担業務等に関して当該構成員のみが責任を負うとする変更は認められません。	